

綱紀監察研修資料

令和4年 名古屋国税局

目 次

1	税理士等の違反行為の未然防止	1
2	懲戒処分及び処分の種類	1
3	税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数	2
4	税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方	2
5	身近にある税理士法違反事例	3
6	事例 1（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）	4
	事例 2（過失による不真正税務書類の作成）	5
	事例 3（使用人監督義務）	6
	事例 4（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	7
	事例 5（業務け怠）	8
	事例 6（名義貸し・にせ税理士）	9
7	その他	
	【参考 1】 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）	10
	【参考 2】 税理士に対する最近の懲戒処分等 （令和 2 年 9 月及び令和 3 年 1 月公告から抜粋）	15
	【参考 3】 名義貸し行為の指標（メルクマール）について （平成 29 年 1 月 26 日日税連綱紀監察部）	19
	【参考 4】 令和 4 年度税理士制度の見直し内容等	23
	【参考 5】 事務所規定の見直しに関する基本通達の改正等	25
	【参考 6】 税理士等に対する税理士法に基づく調査環境が変わります （国税庁リーフレット）	26

1 税理士等の違反行為の未然防止

《税理士業務の適正な運営の確保》

【国税庁】

☆国税庁の使命☆

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

☆任務（3本柱）☆ （財務省設置法第19条）

- ① 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- ② 酒類業の健全な発達
- ③ 税理士業務の適正な運営の確保

【税理士会】

☆税理士の使命☆ （税理士法第1条）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。



2 懲戒処分及び処分の種類

		処分の性格	庁 HP 官報	税理士 登録	税理士 証票	処分期間経過後 の業務再開
税理士 (個人)	戒告	財務大臣が義務違反者に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	現状	—
	停止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	返還 §28	即再開可能
	禁止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を行ってはならない旨を命じる処分	掲載	抹消 §26①四	返還 §28	3年経過後に申請 →審査 →再登録
税理士法人	戒告	財務大臣が義務違反法人に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	—	—
	停止	財務大臣が義務違反法人に対し、業務の一部又は全部を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	—	即再開可能
	解散	財務大臣が義務違反法人に対し、解散を命じる処分	掲載	—	—	再開不能

3 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数（名古屋局/全国）

【単位：件】

会計年度	H28		H29		H30		R1		R2		R3		摘要
	名	全	名	全	名	全	名	全	名	全	名	全	
処分件数	2	39	4	38	6	51	2	43	2	22	2	21	
戒告		0		0		0		0		0		0	
停止	2	28	4	31	4	42	1	29	2	18	2	16	
禁止		11		7	2	9	1	14		4		5	

4 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（財務省告示第104号）

対象行為		判断要素	量定の範囲	
法 45 条 (不真正税務代理等)	第 1 項 (故意)	不正所得金額等	6 月以上 2 年以内の停止 又は禁止	
	第 2 項 (過失)	申告漏れ所得金額等	戒告又は 2 年以内の停止	
法 46 条 (懲戒)	法 33 条の 2 の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度 戒告又は 1 年以内の停止	
	法 37 条 (信用失墜行為)	自己脱税 (重加)	不正所得金額等	2 年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な 自己申告漏れ (過少)	申告漏れ所得金額等	戒告又は 2 年以内の停止
		調査妨害	妨害行為の回数、程度	2 年以内の停止又は禁止
		税理士業務を停止されて いる税理士への名義貸し	貸人数、件数、 期間、対価の額等	2 年以内の停止又は禁止
		業務け怠	—	戒告又は 1 年以内の停止
		税理士会の会費の滞納	—	戒告
		その他反職業倫理的行為	—	戒告、2 年以内の停止 又は禁止
	法 37 条の 2 (非税理士に対する 名義貸しの禁止)		貸人数、件数、 期間、対価の額等	2 年以内の停止又は禁止
	法 38 条 (守秘義務)		—	2 年以内の停止又は禁止
	法 41 条 (帳簿作成の義務)		—	戒告
	法 41 条の 2 (使用人等に対する監督義務)		—	戒告又は 1 年以内の停止
	法 42 条 (業務の制限)		違反行為に係る 関与件数等	2 年以内の停止又は禁止
	税理士業務の停止の処分を受け、その処分に 違反して税理士業務を行ったとき		—	禁止
その他		—	戒告、2 年以内の停止 又は禁止	

5 身近にある税理士法違反事例

該当条文	税理士等に課せられている主な義務規定		具体的な非違事例
第 33 条	署名の義務 税理士が作成した申告書等には自ら署名すること		使用人に IC カード、ゴム印を預け、署名せず、業務を任せきりにしていた
第 37 条	信用失墜行為の禁止	自己申告漏れ 税理士自身が申告漏れや期限後申告とならないよう、適正な申告に努めること	関与先の申告事務に忙殺され、自己の申告が疎かになった
		業務け怠 依頼された業務は適切に行い、関与先に不測の損害等を与えないようにすること	依頼された業務を放置したため、関与先が無申告・期限後申告となり、青色申告の取り消しや無申告加算税の賦課など、多大な不利益を被らせた
		調査立会い 税務調査の立会いは、税理士本人が行うこと	税理士資格を持たない事務所職員に、単独で税務調査の立会いを任せた
第 37 条の 2	非税理士に対する名義貸しの禁止 税理士資格を持たない者が作成した申告書等に署名しないこと	税理士資格を持たない者が作成した申告書でも、税理士がチェックした上で署名すれば「名義貸し」には当たらないと誤認し、署名していた	
第 38 条	秘密を守る義務 正当な理由なく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと	会計法人や社会保険労務士事務所と同一の事務所を使用し、十分に独立性が確保されていないなかった	
第 41 条	帳簿作成の義務 業務処理簿は記載事項に不備がないよう作成すること	業務処理簿の作成に当たって、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の一部しか作成しておらず、記載内容が不備であった	
第 41 条の 2	使用人等に対する監督義務 使用人等への監督義務を怠らないこと	税理士が使用人に対して行う通常の監督を怠っていたため、使用人が無断で税理士の関与先以外の顧客の申告書を作成していた、又、関与先の不正に加担していた	
第 48 条の 12	社員の常駐 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させること	従たる事務所を開設したが、社員の自宅から遠方であったため毎月、数日しか勤務せず事務所に常駐していなかった	
第 48 条の 14	社員の競業の禁止 自己又は第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行わないこと	会計業務を法人の業務として行う税理士法人の社員が、会計業務を行う他の法人の役員に就任して、その会計法人のために会計業務を行っていた	
施行規則第 1 条の 2	所属税理士の業務 所属税理士が自ら委嘱を受けて業務に従事する場合には使用者である税理士等の承諾を得なければならない。	使用者である税理士等から、事前にその都度書面で承諾を得ず、税務代理、税務書類の作成等業務を行っていた。	

事例 1 (脱税相談・故意による不真正税務書類の作成)

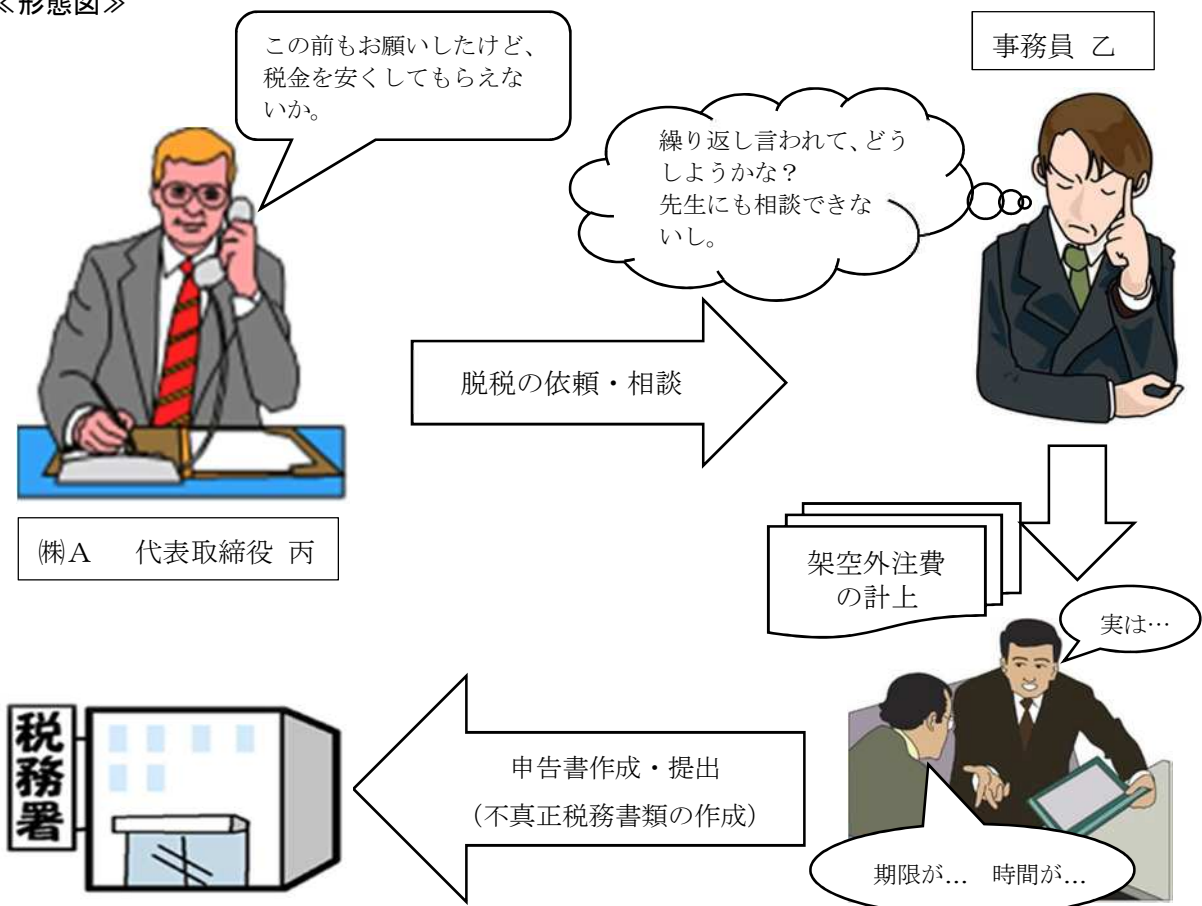
《概要》

税理士甲の事務員である乙は、担当している関与先(株)Aの代表者丙から「税金を少しでも安くしてほしい。」と何度も繰り返し依頼され、やむなく担当している個人事業者Eの名義を無断で使用し、架空の外注費を計上した。

その後、確定申告の作成時期を迎えたところで、乙は罪の意識から甲に対し、行った行為の内容について打ち明けたが、申告期限が迫っていたこともあり、そのまま申告書を税務署に提出した。

後日、税務調査において架空外注費が否認され、(株)Aに重加算税が賦課されるとともに、事務員乙が不正行為に関与していたことが明らかとなった。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士事務所の担当者が関与先の代表者の求めに応じて、納税額を少なくするための脱税相談を行い、架空の外注費を計上する方法で不正に所得金額を圧縮し、過少に申告していたものです。

上記の行為は、実際に行為を行った者は事務員ですが、その行為を税理士も認識しながら不真正税務書類の作成を行い提出していますので、税理士自身も法第 45 条第 1 項「故意による不真正税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定『脱税相談等の禁止』に違反したとき」(2年以内の税理士業務の停止又は禁止)に抵触します。

事例 2 (使用人監督義務)

《概要》

甲税理士事務所では、関与先の記帳関係の相談から決算・申告書の作成に至るまでのすべてを、分担制として事務員それぞれに担当させている。

関与先である(株)Aの税務調査に際し、在庫の圧縮による所得金額の過少申告が明らかとなったが、代表者乙によると担当している事務員丙に相談したところ、期末在庫の圧縮を提案され、その指示通りに行ったと主張した。

事務員丙に確認を行ったところ、丙も上記事実を認めた。

甲税理士事務所の業務管理状況は、日報などの事務員の業務を管理するものは何もなく、ほぼ任せ切りの状況にあり、業務処理簿についても会計ソフトを使用して作成した税務書類の記載のみであった。

《形態図》



(株)A
代表取締役乙

丙さん、今年は所得が多くなりすぎたので、何とかありませんか。

社長の依頼ですから断れませんね。
期末の在庫を圧縮して、計上してはどうですか。



甲税理士事務所
事務員丙

業務管理なし

うちはそれぞれの事務員が真面目にやってくれているから、任せておいても大丈夫だ。



甲税理士

使用人監督義務違反

《解説》

本事例は、税理士甲が事務員丙の業務に対する指導監督を怠ったために、関与先と事務員による不正行為が行われたもので、税理士法第41条の2「使用人監督義務」に違反し、懲戒処分の対象となります。(戒告又は1年以内の税理士業務停止)

なお、事務員が行った不正行為について税理士が認識していなかったとしても、内部規律や内部管理体制に不備があるなど、認識できなかったことについて税理士に相当の責任があると認められる場合は、税理士が過失によりその不正行為を行ったとして懲戒処分の対象となることがあります。

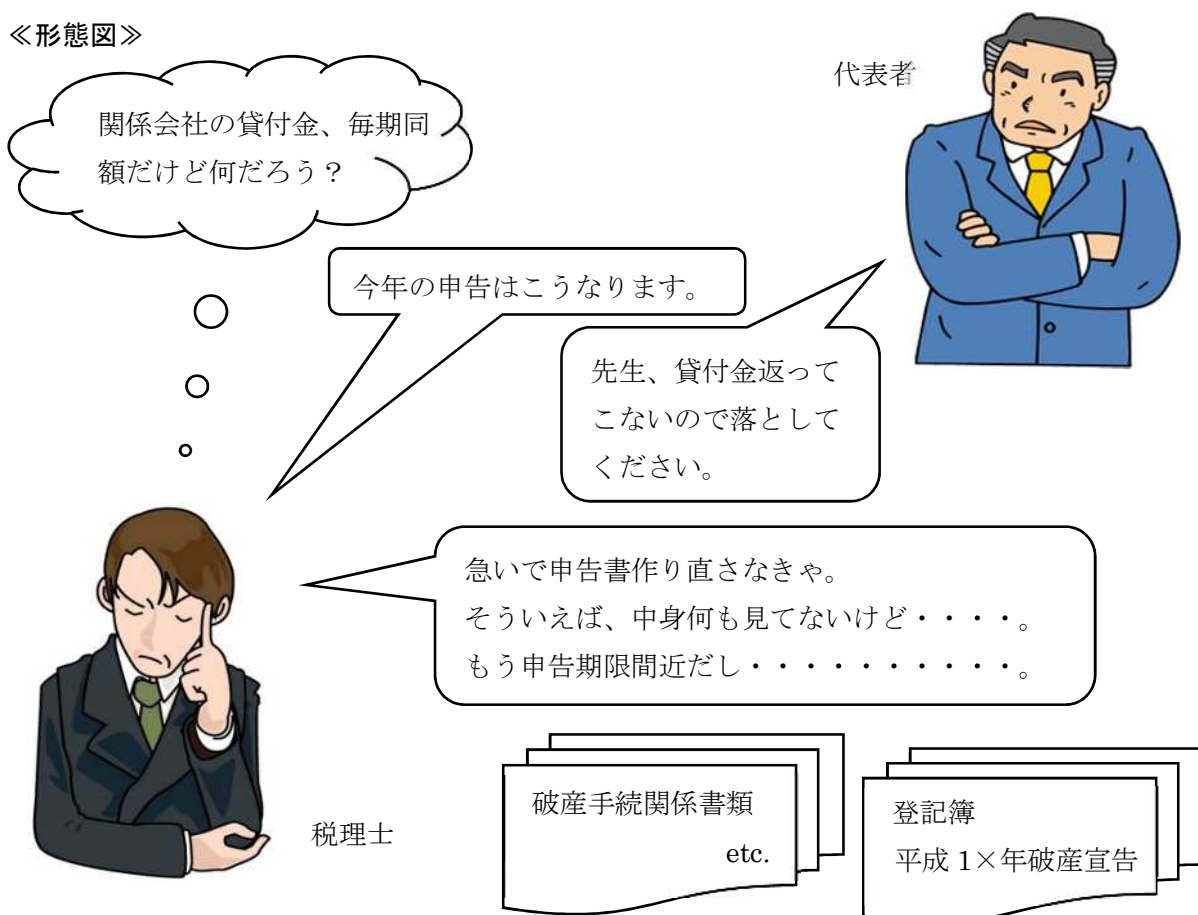
事例3（過失による不真正税務書類の作成）

《概要》

税理士甲は、(株)Aを前任の税理士から引き継いだ際、関係会社(株)Bに毎期同額の貸付金残高があることを認識していたが、特に確認もせず、本年度の決算・申告時期を迎え、申告書を作成し役員等への説明を行った。その際、代表者から当該貸付金を貸倒損失に計上したい旨の申し出を受け、税理士甲は、申告期限が迫っていたことから、エビデンス等の確認をせず当該貸倒損失を計上した申告書を作成し、税務署へ提出した。

後日、税務調査において、関係会社(株)Bは十数年前に破産宣告を受けており、損金処理すべき時期を徒過していることが判明した。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士であれば通常行うべき確認等を怠ってしまい、結果的に所得金額を圧縮した不真正な法人税確定申告書等を作成・提出してしまったものです。

上記の行為は、税理士法第45条2項「過失による不真正税務書類の作成」（戒告又は2年以内の税理士業務の停止）の規定に抵触します。同項の「相当の注意を怠り」とは、「税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうものとする。」（通達45-2）とされています。

関与先からの依頼といえども、確認すべきことは怠らないことが必要です。

事例 4（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

《概要》

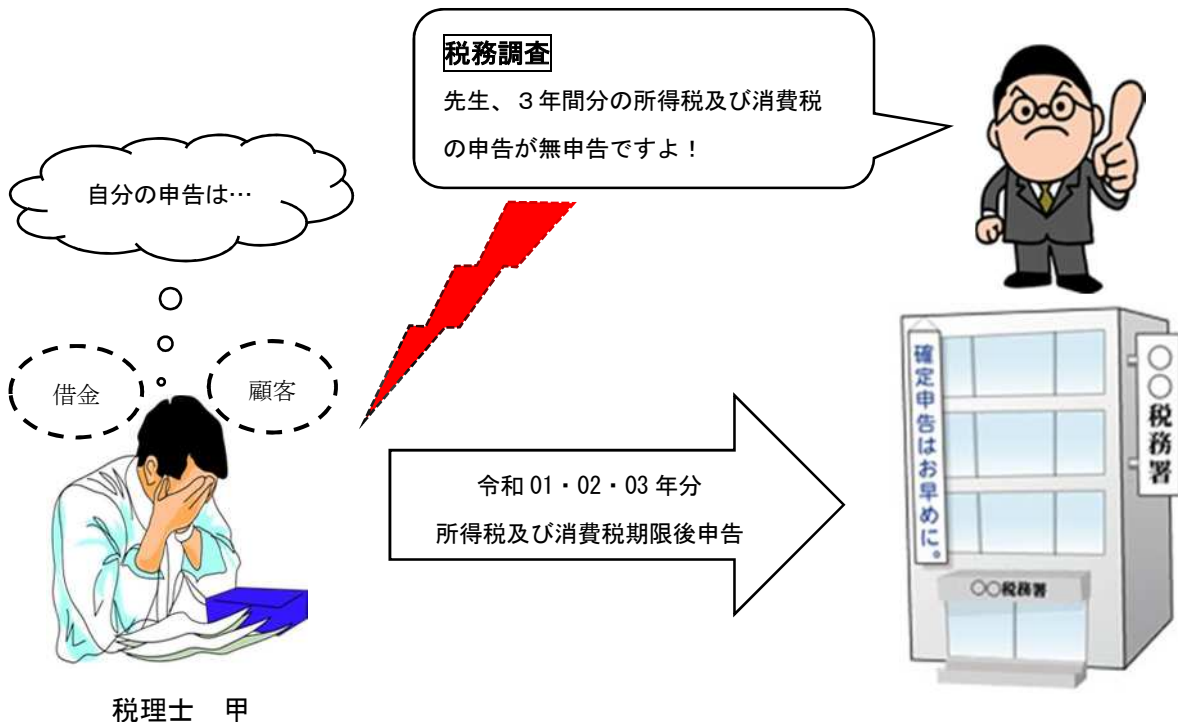
税理士甲は、関与先 100 件を有する開業税理士である。

甲は、知人から誘いを受けた投資事業に興味を持ち、次第にその事業にのめり込んでいったが、ある時を境にその事業が傾き、借金返済に追われるようになってしまった。

その後は、税理士業務も手が付かないようになり、自分自身の所得税等及び消費税等の確定申告についても無申告の状態が続くこととなった。

結果、令和 XX 年 XX 月、税理士甲は、税務調査を受けることとなり、無申告であった 3 年間分の所得税等及び消費税等の期限後申告書を提出するに至った。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士本人が所得税等及び消費税等の無申告を繰り返していたものです。

税理士が自らの申告について、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、確定申告書を所轄税務署に提出せず、多額な申告漏れが判明した場合は、「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」に該当します。

このような行為は、税理士としての信用を失墜させることになり、法第 37 条「信用失墜行為の禁止」に違反し、懲戒処分の対象となります（戒告又は 2 年以内の税理士業務停止）。

事例5（業務け怠）

《概要》

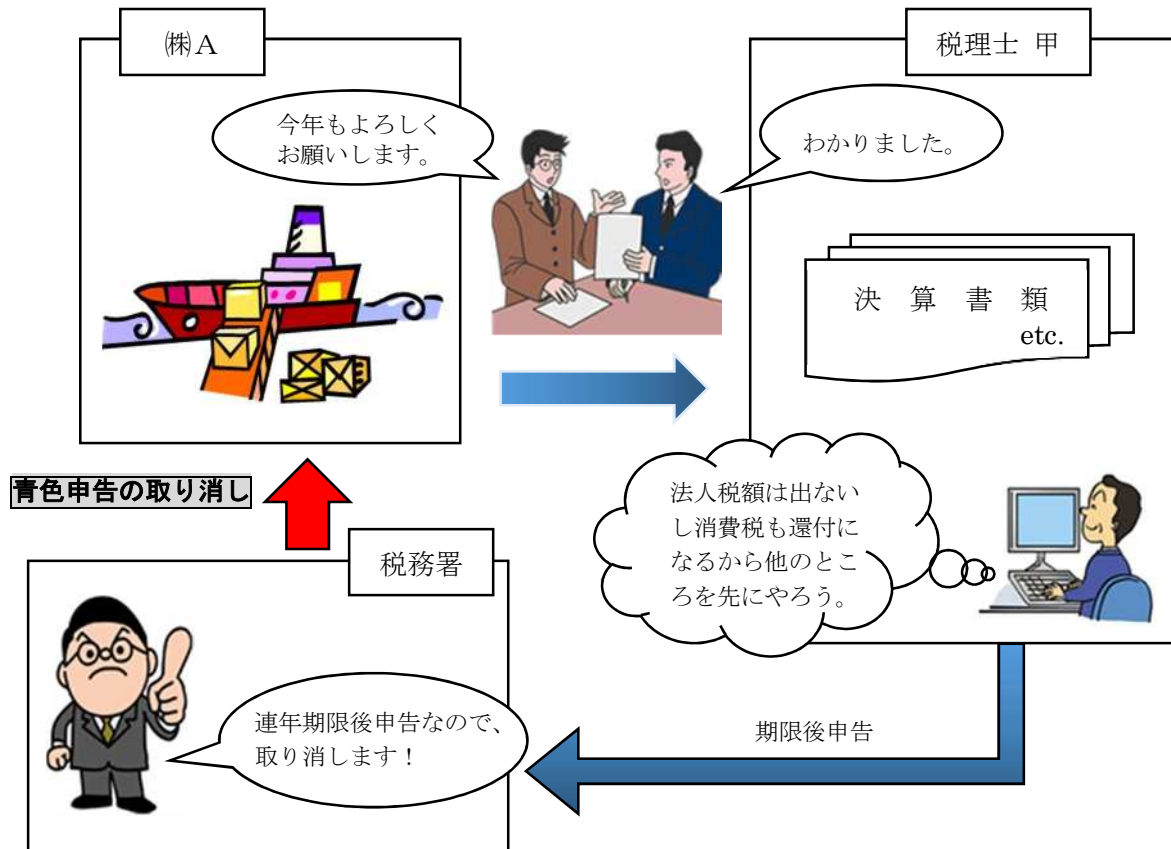
税理士甲は、多数の関与先を持つ、開業税理士である。

関与先である中古車等の輸出を業とする株式会社Aの確定申告書の作成及び提出に際し、決算を組んだ段階で、法人税額が発生しないこと及び消費税については還付となることが想定されたため、他の関与先の申告を優先し、株式会社Aの確定申告については後回しにしていた。

株式会社Aの確定申告を提出する段階になり、確認したところ、前年も期限後に申告をしていたことに気付いたがそのまま期限後に確定申告書を顧客の所轄税務署あてに提出した。

その後、関与先に対して、税務署から法人税に係る青色申告の取り消し処分が行われた。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士が関与先から委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠っていたというものです。

上記の行為は、法第37条「信用失墜行為の禁止」（「業務け怠」戒告又は1年以内の税理士業務の停止）に違反し、懲戒処分の対象となります。

法第37条に規定する「税理士の信用又は品位」とは、個々の税理士をいうのではなく、いわゆる税理士一般を指しています。その違反する行為として①自己脱税、②多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③調査妨害、④税理士業務を停止されている税理士への名義貸し、⑤業務け怠、⑥税理士会の会費の滞納、⑦その他反職業倫理的行為が財務省告示第104号に示されています。

事例6（名義貸し・にせ税理士）

《概要》

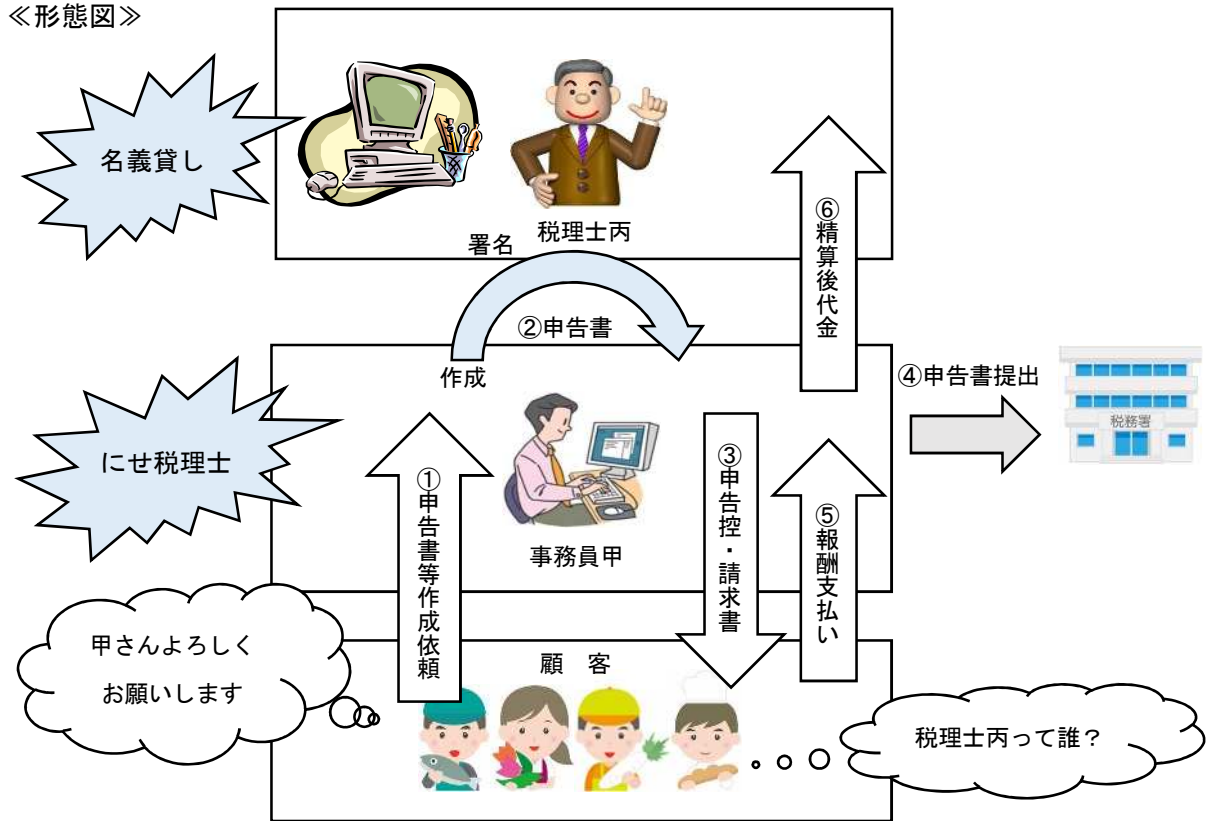
税理士事務所の事務員甲は、勤めていた税理士乙の死亡に伴い、担当していた顧客とともに丙税理士事務所に移籍することとなった。

税理士丙は、新たに関与することとなった顧客と委嘱契約を結ばず、これら顧客の税理士業務全般について甲へ全てを任せきりにしていたほか、事務所内に甲の席も設けずにいた。

その結果、税務書類については、事務員甲が作成したものを税理士丙が形式的なチェックを行うのみで確定申告書等を提出していたほか、顧問料についても甲が自己の取り分等を精算して丙に手渡す状況が続くこととなった。

後日、甲は法第52条違反として告発されるとともに、丙は法第37条の2違反として処分を受けることとなった。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士事務所の事務員が、税理士の指導監督を受けることなく、自宅等で顧客の申告書等を作成していた。また、税理士も自身に関知しないところで作成された申告書のチェックのみを行って署名していた。

税理士でない者が、他人の求めに応じて税務書類を作成すれば、法第52条「税理士業務の制限」に違反し、法第59条1項4号により、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。また、税理士は、自己の判断に基づくことなく作成された税務書類に署名すれば法第37条の2「非税理士に対する名義貸しの禁止」に該当し、懲戒処分対象になります（2年以内の税理士業務停止又は禁止）。

- 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第104号

税理士法（昭和26年法律第237号）第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

改正

平成27年1月30日財務省告示第35号

財務大臣 額賀 福志郎

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分

- 1 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用人である税理士又は使用人である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- (2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律

や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第 3 不正行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合

Ⅱ に定める不正行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の種類について算定した量定を合計したものを基本とする。

第 4 税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1 月を単位とする。

Ⅱ 量定の考え方

第 1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士が法第 45 条第 1 項又は第 2 項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第 18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第 19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第 24 条に規定する更正若しくは同法第 25 条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、
戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、
戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(2) 法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記 1 に掲げる行為に該当する場合を除く。）

不正所得金額等の額に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記 1 及び 2(2)イに掲げる行為に該当する場合を除く。）

申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）

行為の回数、程度に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）

名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ホ 業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

ヘ 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

ト その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）

戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (3) 法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (4) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (5) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告
- (6) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は1年以内の税理士業務の停止
- (7) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止
- (9) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

- 1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。
 - (1) 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）、第48条の18（解散）又は第48条の19（合併）に規定する届出をしなかったとき。
戒告
 - (2) 法第48条の16において準用する法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。
 - イ 自己脱税

不正所得金額等の額に応じて、
2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は2年以内の業務の全部若しくは一部の停止

ハ 税理士会の会費の滞納
戒告

- (3) 法第48条の16において準用する法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。

戒告

- (4) 法第48条の16において準用する法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の業務の全部若しくは一部の停止

- (5) 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。

解散

- (6) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20(違法行為等についての処分)に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があったとき（上記1(2)及び(6)に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- (2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

附則（平成27年1月30日財務省告示第35号）

この告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

税理士に対する最近の懲戒処分等(令和3年6月及び令和4年1月公告から抜粋)

	処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	1 10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。
	2 6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業所得の申告漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	3 1年3月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	4 6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をしないことなどにより、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	5 6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	6 10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	7 10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、福利厚生費や旅費交通費等を水増しして経費に計上すること等によって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮して申告した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	8	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Aの社員税理士であった被処分者は、Aの関与先であったB協同組合の法人税の確定申告に当たり、B協同組合の代表理事の求めに応じ、架空仕入れ及び架空広告宣伝費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、B協同組合の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
	9	2年の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から利益を圧縮するにはどうしたらよいかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 さらに、被処分者は、関与先であったB社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から支払先を公表できない支出を経費に計上する方法はないかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	10	1年5月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、自己が代表者であった、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、取引先に対する立て替え金及び貸付金を、架空の外注加工費等として計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
	11	7月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、同人からの依頼に応じ、売上及び経費の金額を調整する方法により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
	12	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先である医療法人Aの法人税の確定申告に当たり、Aの前事務局長からの依頼に応じ、事務代行手数料を過大に計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

	処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	13 税理士業務の禁止	<p>① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるAほか4名の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、Aほか4名の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、Aほか1名については、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成し、残る3名については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実を反する所得税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告せず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>このほか、関与先であるB社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。</p> <p>また、B社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実を反する法人税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告をせず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>② 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、架空の経費等を必要経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。</p> <p>さらに、自己が代表者を務めるC社の法人税の確定申告に当たり、架空の経費等を損金に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。</p>
	14 11月の税理士業務の停止	<p>① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役の求めに応じ、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。</p> <p>② 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の虚偽記載 被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上したことと平仄を合わせるため、同社の税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面に、分譲地の増勢にため建物を取り壊したと虚偽の記載をした。</p>
	15 税理士業務の禁止	<p>○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Aの所属税理士であった被処分者は、Aの関与先であるB社及びC社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、売上値引きがあったものとして仕訳伝票を遡って訂正し、売上を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、B社及びC社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。</p>

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
処業務違反	16	税理士処分の禁止	○ 業務停止処分違反 被処分者は、令和2年8月26日付で「5月の税理士業務の停止」処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等の税務書類を作成した。
	17	5月の税理士業務の停止	① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	18	4月の税理士業務の停止	○ 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士法人でないA社が、同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
運営が著しく不当	19	2月の業務の全部停止	① 運営が著しく不当 被処分法人の社員税理士であるAは、被処分法人の関与先であったB社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う締結していたにもかかわらず、B社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 被処分法人においては、Aの業務の遂行状況について確認する体制が構築されておらず、業務運営の適正を確保するための内部管理体制が整備されていないことから、運営が著しく不当と認められた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
その他反職業倫理的行為	20	6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 税理士法人Aの社員税理士である被処分者は、Aの関与先であるB社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う契約を締結していたにもかかわらず、B社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び不幸特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	21	1年3月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 被処分者は、A税務署の執務室内で、自身が税務代理をしていたBの所得税等の調査を担当していた職員の顎を殴打し、全治1週間の怪我を負わせ、それにより、税理士の信用を失墜させた。

名義貸し行為の指標（メルクマール）について

平成 29 年 1 月 26 日
日本税理士会連合会
綱紀監察部

1. はじめに

国税庁の発表によれば、財務大臣による税理士に対する懲戒処分件数は、平成 25 年度が 50 件、平成 26 年度が 59 件、平成 27 年度が 41 件にのぼり、近年増加の傾向にあることは否めない。

また、各税理士会では、被処分者に対し事情聴取等を行うことにより懲戒処分を受ける事由となった不正行為の内容を把握しているところ、各税理士会からの報告によれば、昨今名義貸しに係る懲戒処分件数が増加している。

この名義貸しに係る懲戒処分事例の中には、税理士自らが税務書類を作成していないもののその内容を確認していることから、税理士自身に名義貸しを行っているという自覚が希薄である事例が多く見受けられ、「名義貸し」について誤った認識をしている実情があると考えられる。

このような状況の下、平成 26 年の税理士法（以下「法」という。）改正では、「非税理士に対する名義貸しの禁止」（法第 37 条の 2）が別条として新設され、また、罰則「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」（法第 59 条第 1 項第 2 号）も新設され、これらは平成 27 年 4 月に施行されるに至った。

本資料では、名義貸しについて、そもそも名義貸しとはどのような行為か、また名義貸し行為となる指標に加え、名義貸し行為の事例を挙げ、今後、会員が名義貸しを行うことのないよう示すものである。

2. 名義貸しとはどのような行為か

（1）税理士制度・申告納税制度の側面から

税理士制度は、税務に関する専門家である税理士が、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場から納税義務者を援助することを通じて、納税義務者の負っている納税義務を適正に実現し、もって、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものである。このような税理士の公共的使命の重要性に鑑み、税理士業務（法第 2 条第 1 項）については、税理士の無償独占業務とされているところ、税理士が申告納税制度に沿って納税義務者の適正な納税義務の実現を図ることこそが、税理士制度に対する国民の絶大なる信頼を得ることに繋がるものである。それにもかかわらず、税理士自身が無資格者のにせ税理士行為の帮助として名義貸し行為に手を染めることは、税理士自身が税理士制度及び申告納税制度を破壊するに等しい行為であり、ひいては国民の信頼を裏切ることとなり、決して許されるものではない。

（2）にせ税理士行為への協力・加担の側面から

また、名義貸しとは、一言でいえば、にせ税理士行為の正犯に税理士が名義を貸すことによって、にせ税理士行為に協力、加担することである。

つまり、法第 52 条（税理士業務の制限）においては、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定されており、無資格者が税務書類の作成等をした場合は当然に法違反となるが、その法違反行為を表面上適法であるかのように装うために税務書類等の税理士署名欄に署名押印をするなどして税理士が自己の名義を利用させる行為が、名義貸し行為である。

したがって、名義貸し行為は、名義を貸す税理士が自ら税理士全体の信用を貶める非違行為であるばかりでなく、無資格者のにせ税理士行為という法違反を幫助することにもなるという二面性を持ち、税理士制度のみならず業務制限を設けている資格制度の根幹を揺るがす問題である。

《関係規則等》

- ・税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）、同第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）、同第 39 条（会則を守る義務）
- ・日税連会則第 60 条（会則等の遵守）、同第 61 条（非税理士との提携の禁止）、同第 61 条の 2（名義貸しの禁止）
- ・〇〇税理士会会則（標準会則）第 42 条（会則等の遵守）、同第 42 条の 2（非税理士との提携の禁止）、同第 42 条の 3（名義貸しの禁止）
- ・〇〇税理士会綱紀規則（準則）第 23 条（名義貸しの禁止）、同第 24 条（非税理士との関連排除）

<改正税理士法（平成 27 年 4 月施行）>

○税理士法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）[新設]

税理士は、第 52 条又は第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない

○同第 59 条第 1 項

次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第 37 条の 2（第 48 条の 16 において準用する場合を含む。）の規定に違反した者[新設]

三・四（省略）

3. 名義貸し行為となる指標について

(1) 3 点の指標

名義貸し行為の指標としては、次の 3 点が挙げられる。

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していない。

①について、税務書類の作成は、法第2条第1項第2号に規定されており、税務書類を自己の判断に基づいて作成することであるから、仮に無資格者が作成した税務書類の内容や原始帳票等を確認したとしても、あくまでも、無資格者が作成したことに変わりなく、自己の判断に基づいて作成したことに当たらない【後記事例1参照】。

申告書等への署名押印の際、無資格者が作成したものであっても、税理士が検算等をして確認すれば問題ないと誤認しているケースが見受けられるが、例えば、無資格者が作成した申告書等について、税理士がその内容を確認して自ら使用しているソフト等を用いて電子署名し代理送信した場合も、自己の判断に基づいて作成していないことから名義貸しに該当する【後記事例2参照】。こうしたケースの多くは、税理士が決算書類や税務書類の作成の過程を関知しておらず、使用人等が税理士の管理監督下で下書きした決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名押印することとは意味が異なる（※）。

※ なお、仮に使用人等が作成した決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名押印する場合、適切に管理監督が行われておらず、使用人等に任せきりになっていくことで、決算書類作成の過程や財務状況等を税理士自身が把握していないケースにおいては、名義貸しに該当するおそれがあることに留意する必要がある。

②について、〇〇税理士会綱紀規則（準則）第10条第2項では、「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」と規定されており、税理士が納税者以外から税理士業務を請負うことは、この規則に違反することとなり、法第39条（会則を守る義務）にも違反することとなる。税理士が業務を行うに当たっては、納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約すべきことはいふまでもない。

③について、報酬の收受は、依頼元である納税者から直接受け取らなければならない。上記②にも記したとおり税理士業務は納税者からの求めに応じて行うことが基本であり、納税者と直接契約を結ぶべきであることから、署名押印を依頼した無資格者から報酬を受け取ることは、「名義貸し行為」を判断する上で大きな要因となる。

名義貸し行為の判断材料として、この3つの指標を税理士は常に意識しなければならないであろう。

（2）その他留意すべき事項

上記3点の指標以外にも、以下のような状況が見られる場合、名義貸し行為に繋がるケースが多いものと考えられる。

- ① 税理士業務に従事している者と税理士との間に直接雇用関係がない。
- ② 税理士事務所の施設について、その税理士との間に所有関係又は賃貸借関係がない。

①について、税理士と直接雇用関係のない者が税理士業務に従事している場合、同者は税理士の管理監督下にあるとはいえず、同者の行為はにせ税理士行為となる。また、同者が作成した申告書等に税理士が署名押印をした場合、当

該税理士は名義貸し行為禁止（法第 37 条の 2）違反になる。さらに、税理士が主宰する会計法人の従業員等が税理士業務に従事している場合、会計法人の主宰者である税理士の管理監督がなされていたとしても、当該従業員は税理士事務所と直接雇用関係がなく、税理士としての管理監督がなされたものではないため、当該税理士は名義貸し行為禁止（法第 37 条の 2）違反になる【後記事例 9 参照】。

②について、税理士事務所がその税理士と所有関係又は賃貸借関係がない場合、税理士事務所の外形と業務の実態が相違している可能性があり、使用人等や同事務所所在地に存在し税理士事務所に併設される会計法人等による虚偽税理士行為（法第 52 条）、名義貸し行為禁止（法第 37 条の 2）違反を惹起するおそれがある。

令和4年度税理士制度の見直し内容等

項目	改正区分	具体的な改正内容	施行時期等
I ICT化とウィズコロナ時代への対応			
① 税理士業務におけるICT化推進の明確化	法律	① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する。 ② 日税連及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更に当たっては、財務大臣の認可を必要とする。	① R4. 4. 1 ② R5. 4. 1
② 事務所設置規定の見直し	通達	税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。また、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる。	R5. 4. 1
③ 税務代理における利便の向上	規則通達	① 税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や賦課決定通知書等の通知等の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する。 ② 税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する。	① R4. 4. 1 ② R6. 4. 1
④ 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化	政令	日税連における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する。また、その会合における欠席者の議決権行使（意見委任）について、（書面のほか）電磁的記録をもって行うことができることとする。	R4. 4. 1
⑤ 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化	法律	日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、保存媒体を問わず、（書面のほか）電磁的記録をもって作成できることとする。	R4. 4. 1
II 多様な人材の確保			
⑥ 税理士試験の受験資格の見直し	法律	会計学科目（簿記論・財務諸表論）について、受験資格を不要とする。 また、税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）について、現行の「法律学又は経済学（に属する科目）」を緩和し、「社会科学（に属する科目）」とする。	R5. 4. 1
III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備			
⑦ 税理士法人の業務範囲の拡充	規則	税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する。 ・ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務 ・ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等	R4. 4. 1

項目	改正区分	具体的な改正内容	施行時期等
⑧ 税理士法人社員の法定脱退事由の整備	法律	<p>税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法 43 条の規定に該当したこと（他士業における懲戒処分により当該他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合） ・ 法 45 条・法 46 条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと 	R4. 4. 1
⑨ 税理士調査に係る調査・協力規定の創設	法律	<p>① 国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴取・質問・検査権限を行使できることとする（罰則措置有）。</p> <p>※ にせ税理士に対する調査の規定の整備は、令和 4 年度税制改正法案には盛り込まれておらず、引き続き検討される見込み。</p> <p>② 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする（罰則措置なし）。</p>	R5. 4. 1
⑩ 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設	法律	<p>財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（戒告・2 年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。決定を受けた者に対しては、懲戒処分と同等の措置を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決定したときは、遅滞なくその旨を官報公告する ・ 業務禁止相当の場合、欠格事項に該当する（決定後 3 年） ・ 業務停止（2 年以内）相当の場合、登録拒否事由に該当する（決定後、決定された停止期間内） <p>なお、決定に当たっては、懲戒の手続等及び除斥期間の規定を準用する。</p>	R5. 4. 1
⑪ 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設	法律	<p>懲戒の事由があったときから 10 年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）。</p>	R5. 4. 1
IV その他			
⑫ 税理士による申告書添付書面（法 33 条の 2）に関する様式の整備	規則 通達	<p>法 33 条の 2 に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う。</p>	R6. 4. 1
⑬ 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等	規則	<p>税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する。</p> <p>なお、サイズの指定（縦 4.5cm×横 3.5cm）は変更しない。</p>	R4. 4. 1

【参考】 事務所規定の見直しに関する基本通達の改正等

① 「事務所」の該当性判定基準等

税理士法基本通達 40-1 (R4.4.1改正 (R5.4.1から適用))

改正後	改正前
<p>(事務所)</p> <p>40-1 法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、<u>税理士業務の本拠</u>をいい、<u>税理士業務の本拠</u>であるかどうかは、<u>委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示</u>に係る客観的事実によって判定するものとする。</p> <p>この場合において、「外部に対する表示」には、<u>看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。</u></p>	<p>(事務所)</p> <p>40-1 法第40条に規定する「事務所」とは、<u>継続的に税理士業務を執行する場所</u>をいい、<u>継続的に税理士業務を執行する場所</u>であるかどうかは、<u>外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等</u>の客観的事実によって判定するものとする。</p>

税理士法基本通達 40-2 (R4.4.1新設 (R5.4.1から適用))

<p>(二ヶ所事務所の禁止)</p> <p>40-2 法第40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-1の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。</p>

② 離れた場所における使用人等の業務の適切性確保のための措置

税理士法基本通達 41の2-1 (R4.4.1新設 (R5.4.1から適用))

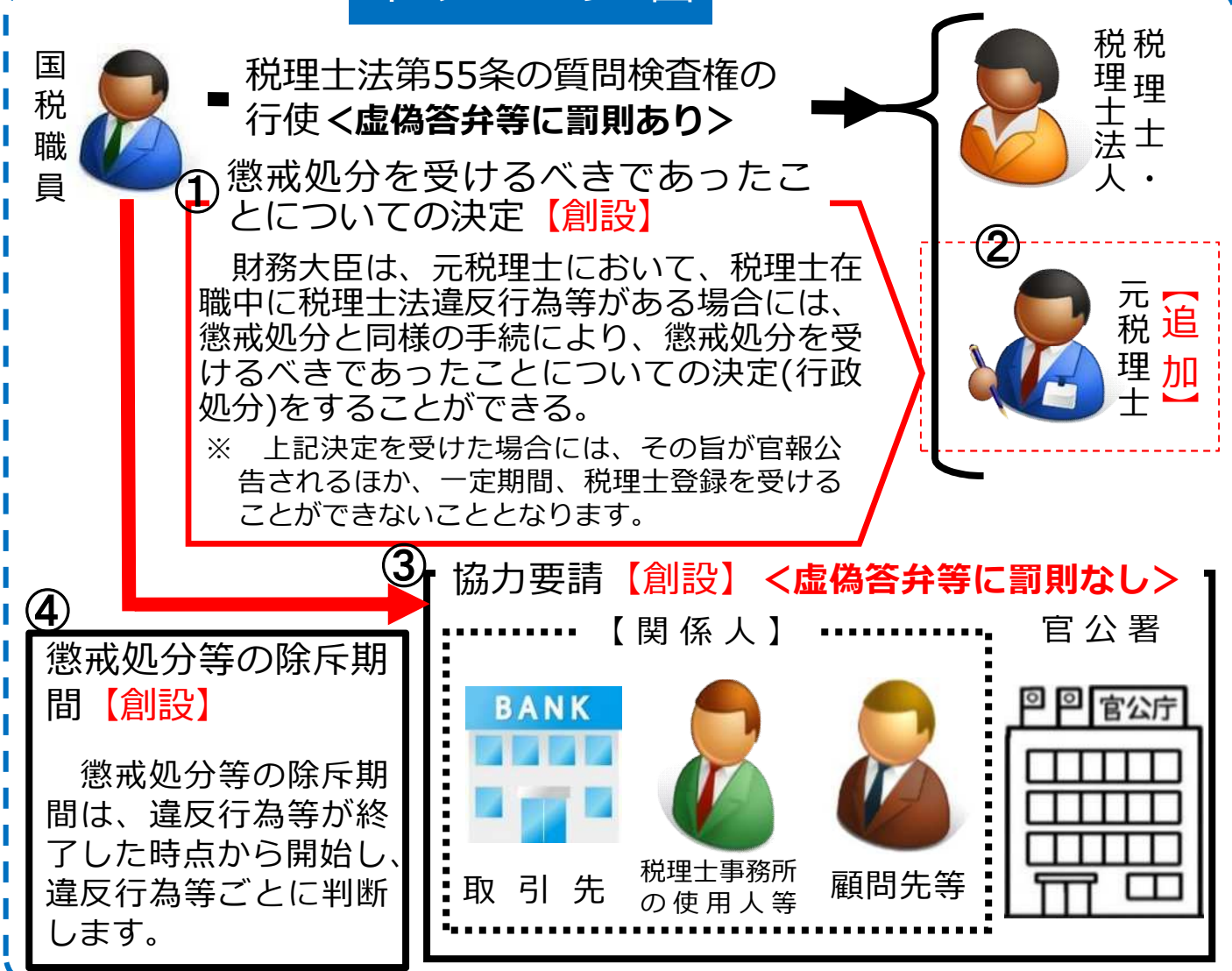
<p>(使用人等に対する監督義務)</p> <p>41の2-1 税理士の使用人その他の従業者(以下「使用人等」という。)に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。</p> <p>なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。</p> <p>(1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法</p> <p>(2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法</p>

税理士等に対する税理士法に基づく調査環境が変わります！

- ① 懲戒処分を逃れることを抑止する観点から、税理士登録を抹消した元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」が創設。
- ② 税理士法に基づく質問検査権の行使対象者の範囲(税理士又は税理士法人)に元税理士が追加。
- ③ 関係人又は官公署に対する協力要請制度が創設。
- ④ 懲戒処分等について除斥期間(違反行為等後10年)が創設。

※上記の改正は令和5年4月1日以後に行われた税理士法違反行為等に対して適用。

イメージ図



元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」は令和5年4月以後に行われた税理士法違反行為等に対して適用されますが、それまでに懲戒処分を逃れるために税理士登録を抹消した元税理士にあっても、懲戒処分を見据え国税当局でしっかりと管理・注視しています。